

障害がある方のための職業訓練制度

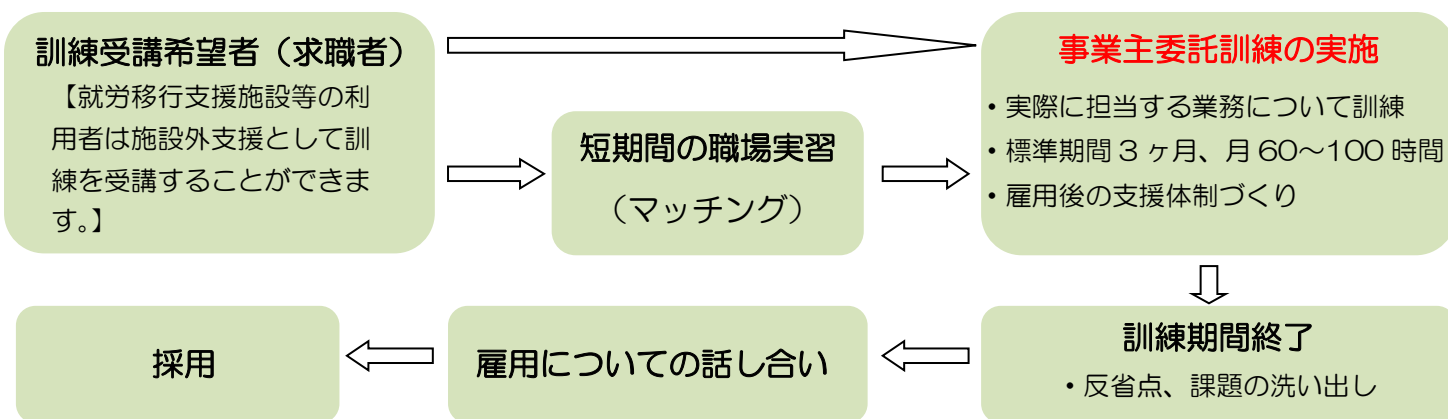
事業主委託訓練のご案内

静岡県立あしたか職業訓練校

事業主委託訓練とは

障害のある方が企業の現場を活用して作業実習を行うことにより、実践的な職業能力の習得を図り、訓練終了後の雇用に結び付けることを目的とした職業訓練制度です。

訓練実施から雇用までの流れ



訓練開始前のお願い

- ・障害者の雇用を考えている事業所の仕事内容や条件等を踏まえて、各支援機関に、対象となる方が在籍していないかを照会させていただく場合があります。
- ・訓練制度を活用し、利用者の受け入れができる事業所に対して、訓練の説明をするため、あしたか職業訓練校の担当者と同行をお願いします。

訓練の概要

応募資格
(受講資格)

- ・ハローワークに求職申込をしている方
- ・療育手帳、身体障害者手帳及び精神保健福祉手帳（又は主治医の意見書を所持書）を所持している方
- ・訓練修了後に、訓練実施先企業に就職する意欲のある方

訓練目標

訓練実施先の業務内容を習得し就労すること。

訓練期間

標準3ヶ月、1月あたり60時間以上（応相談）

訓練期間中は

- ・訓練期間中の訓練生の労災保険は、静岡県が加入します。
- ・要件を満たしていれば、訓練手当等を受けることができます。

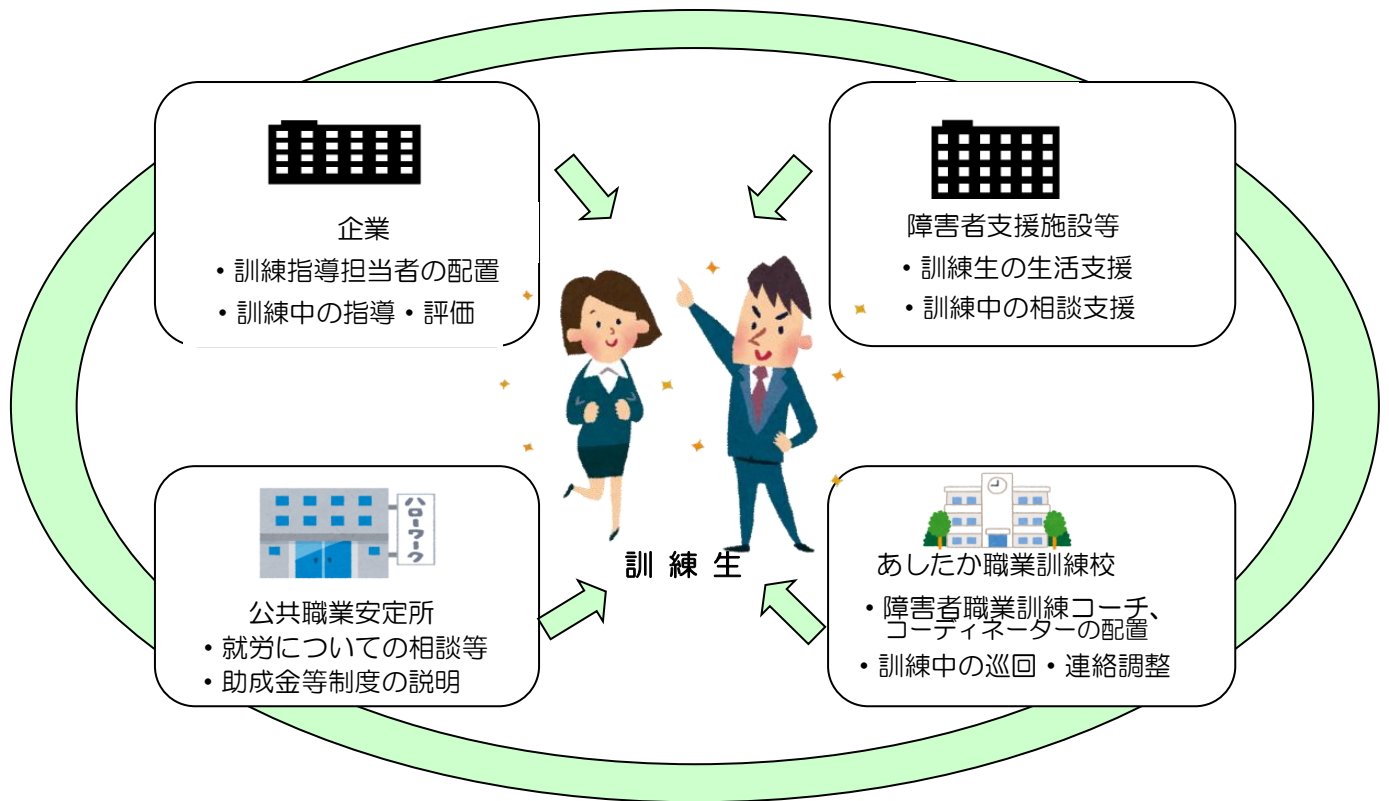
費用

受講料は無料です。

申込方法

住所を管轄するハローワークでの申し込みが必要です。

訓練中の関わり



事業所・ハローワーク・支援機関・あしたか職業訓練校が、連携をとり訓練生のサポートをしていきます。

訓練期間中のお願い

訓練生は、慣れない環境の中での訓練で、多くの不安やストレスを抱えることとなります。

訓練生の生活や体調面での支援だけでなく、訓練生が安心して訓練に取り組むことができるよう、現場における支援もお願いしています。

Q&A

訓練の実施が決まってから訓練の開始まではどれくらいの期間がかかりますか？

事業所に訓練を委託する形での実施となるため、必要な書類の準備や契約等をするため、およそ1ヶ月程度をいただいております。

その他ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

お問い合わせは・・・
静岡県立あしたか職業訓練校

〒410-0301 沼津市宮本5-2

TEL：055-924-4380

FAX：055-924-7758

障害者委託訓練担当（コーチ、コーディネーター）まで